

国土利用計画（全国計画）の見直しの動きについて

国土利用計画（平成20年7月策定・全国計画）に係る見直しの背景

国土利用計画(第4次)策定後の変化

急激な人口減少・高齢化

- 2008年をピークに、2050年には約9700万人と推計
- 現在の居住地域の6割以上で人口が半分以下に減少し、うち2割で無居住化
- 続く東京圏への人口流出
- 2050年の高齢化率は約4割と推計
- 地方圏の高齢者人口が2025年にピークアウトするのに対し、東京圏では2050年に向けて増

災害の切迫・インフラの老朽化

- 東日本大震災の発生
- 首都直下地震、南海トラフ巨大地震の30年以内の発生確率70%
- インフラの老朽化

地球環境問題

- 地球温暖化の進行
- 局地的豪雨の発生
- 良好な自然環境の喪失・劣化

国土利用をめぐる問題

- 空き地・空き家の増加
- 農地の管理水準の低下・耕作放棄地の増加
- 所有者の所在の把握が難しい土地の増加
- 災害リスク地域に人口が偏在
- 生物多様性の損失
- 地域資源の持続的な利活用への障害

- 災害に対し粘り強くしなやかな国土の構築
- 国土の適切な管理と有効利用
- 自然と共生した持続可能な国土づくり

新たな国土利用計画(第5次)の策定

第4次計画（H20.7.4）骨子	第5次計画骨子（案）
1. 国土の利用に関する基本構想	
（1）国土利用の基本方針 ア 総論 イ 国土利用をめぐる基本条件の変化 （ア）土地需要の量的調整が必要 ・人口減少と急激な高齢化 ・中心市街地の空洞化 ・東アジアの急速な成長 ・情報通信技術の発達、新産業分野の成長 ・土地利用転換の圧力は弱まるものの、土地の収益性等に対応した新たな集積も見込まれる （イ）国土利用の質的向上が必要 ・災害の増加や甚大化、大規模地震等の懸念 ・災害リスク地域への居住の拡大 ・国土資源の管理水準の低下 ・地球温暖化、生態系の危機、自然の物質循環への負荷の増大、資源の安定確保にかかる懸念 ・景観の毀損、生活環境や自然環境の悪化 ・里地・里山の保全等に対する国民志向の高まり （ウ）国土利用の総合的マネジメントが必要 ・個々の土地利用を横断的にとらえ、相互に関係する状況の認識 ・地域の土地利用への様々な人や団体の関与 ・土地利用を相互の関係性の深まりや、多様な主体の関わりをふまえて総合的にとらえる必要	（1）国土利用の基本方針 ア 総論 イ 国土利用をめぐる基本条件の変化と課題 （ア）本格的な人口減少 （イ）災害に対し粘り強くしなやかな国土を構築する必要 ・首都直下地震や南海トラフ巨大地震等、巨大災害の切迫 ・将来の気候変動の影響を考慮する必要 ・風水害、土砂災害等の局所化、集中化、激甚化 ・災害リスク地域に人口が偏在 ・都市における地下空間の開発や密集市街地等、社会経済の高度化に伴う脆弱性の増大 （ウ）国土の適切な管理と土地の有効利用が必要 ・人口減少下における都市的土地利用の拡大による空き地、空き家の増加 ・農地管理の担い手の減少による農地等の管理水準の低下、耕作放棄地の増加 ・必要な手入れが行われない森林の存在 ・所有者の所在の把握が難しい土地の増加が懸念 ・都市化、産業構造の変化、気候変動等による健全な水循環等への障害 （エ）自然と共生した持続可能な国土づくりが必要 ・食料、エネルギーその他の資源の多くを海外に依存 ・良好な自然環境の喪失・劣化とそれに伴う生物多様性の損失 ・里地里山など自然と共生したランドスケープの喪失や地域資源の持続的な利活用への障害

ウ 計画における課題 限られた国土資源を前提として、「土地需要の量的調整」、「国土利用の質的向上」、「国土利用の総合的マネジメントの能動的推進」により、「持続可能な国土管理」を行う (7) 土地需要の量的調整 ・都市的土地利用は、低未利用地の有効活用、良好な市街地の形成 ・自然的土地利用は、適切な保全と利用 ・相互の土地利用の転換は、慎重な配慮の下で計画的に実施 (イ) 国土利用の質的向上 ・安全で安心できる国土利用の観点では、地域レベルから国土構造レベルまでのそれぞれの段階で国土の安全性を総合的に高める ・循環と共生を重視した国土利用の観点では、自然のシステムにかなった国土利用を進める ・美しくゆとりある国土利用の観点では、個性ある景観の保全・形成などを進めるとともに、安全で安心できる国土利用や循環と共生を重視した国土利用も含めて総合的に国土利用の質を高める (ウ) 国土利用の総合的マネジメント ・地域の実情に即して国土利用の諸問題に柔軟かつ能動的に取り組む	・気候変動の影響評価の結果を考慮して、その影響に適応する必要 ウ 国土利用の目指すべき方向 ・国土利用上の課題をふまえ、『安全・安心を実現する国土利用』、『適切な国土管理を実現する国土利用』、『自然環境と景観を保全・再生する国土利用』を行うことにより、人口減少下にふさわしい土地利用の量的調整および質的向上を進める。 (7) 安全・安心を実現する国土利用 ・中長期的な視点で、災害危険区域から安全な地域へ居住を誘導 ・地域の実情をふまえつつ、災害危険区域の土地利用を制限 ・災害危険区域であっても、社会経済的な観点から人が居住する必要のある区域については、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて防災・減災対策を実施 ・気候変動の影響を把握して適切に対処するため、来年2月頃にとりまとめる国内における気候変動の影響評価の結果を本計画に反映 ・多重性・代替性確保等による災害に強い国土構造の構築 (イ) 適切な国土管理を実現する国土利用 ・都市のコンパクト化に向けた居住、商業施設等の中心部への誘導 ・食料の安定供給に不可欠な農用地の確保と国土保全等多面的機能発揮のための良好な管理 ・国土保全、水循環等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全 ・地域が資源やエネルギーを持続可能な形で利活用 ・所有者の所在の把握が難しい土地への対応 ・土地の条件や用途に応じて管理レベルを調整しつつ利用 (ウ) 自然環境と景観を保全・再生する国土利用 ・自然が有する多様な機能を活用した土地利用などを行うグリーンインフラ等を推進 ・自然環境の保全・再生 ・原生的な自然地域を核として自然生態系のまとまりとつながりを確保 ・都市緑地、農地や里地里山等をむすぶ生態系ネットワークを形成
---	--

(イ) これら課題の実現に当たっては、国土の有効かつ適切な利用に配慮	・野生生物の生息・生育地としての国土利用、外来種対策や鳥獣害対策の推進など、生物多様性の確保と人間活動の調和 (イ) 多面的な国土利用と選択的な国土利用 ・人口減少、財政制約等が進行することをふまえると、全ての土地に対して同じ様に労力や費用を投下することが難しくなる ・「防災・減災」「適切な国土管理」「自然との共生」の視点を重ねた複合的な利用として、国土の多面的な利用が必要 ・開発圧力が低下する機会を利用し、より安全で持続可能な利用として、国土の選択的な利用が必要 (オ) 国土利用の総合的マネジメント ・地域の特性や住民の合意形成を通じた土地利用の調和を促進する ・多様な主体が地域作りを担う「国土の国民的経営」を進めていく
エ 地方分権、国会等の移転の検討を踏まえる (2) 地域類型別の国土利用の基本方向 ア 都市 ・都市機能の集積とアクセシビリティの確保 ・土地利用の高度化と低未利用地の有効利用 ・複数の都市や農山漁村との交流・連携 ・災害に強い都市構造の形成 ・都市活動による環境への負荷が少ない都市の形成 ・美しくゆとりある環境の形成 イ 農山漁村 ・地域特性をふまえた良好な生活環境を整備 ・総合的に就業機会を確保 ・優良農用地および森林を確保 ・農山漁村景観の維持・形成と都市との交流促進 ・農業生産基盤の整備と農用地の集積 ・農地と宅地が混在する地域の適切な土地利用	エ 地方分権の進捗状況や国会等の移転の検討状況を十分にふまえる (2) 地域類型別の国土利用の基本方向 ア 都市 ・災害危険区域の都市化進展を抑制しつつ、安全な地域で都市化を推進 ・都市の災害対応能力の向上 ・都市のコンパクト化に向けた居住、商業施設等の中心部への誘導 ・土地利用の高度化と空き地、空き家の有効利用 ・複数の都市や農山漁村との交流・連携を通じた効率的な土地利用 ・良好な都市環境の維持 ・都市内の緑地を活用した生態系ネットワークの構築 イ 農山漁村 ・6次産業化や新たな木材需要の創出等を通じた雇用促進、所得向上 ・農業生産の効率化と農業の担い手確保のための農地の集積・集約化や農業集落の維持等による、国内の農業生産に必要な農用地の良好な管理 ・集落間の結びつきや都市との連携を強化することによる多様な人材の活用 ・林業の成長産業化、森林の適切な整備および保全 ・多様な役割を果たす都市農業の推進

ウ 自然維持地域 ・自然環境を保全すべき地域の適切な保全 ・都市・農山漁村との適切な関係の構築 ・自然環境データの総合的な整備 ・自然とのふれあいの場として適正な利用	・地域が資源やエネルギーを持続可能な形で利活用 ・二次的自然環境に適応した野生生物の生息・生育環境としての適切な維持管理 ウ 自然維持地域 ・自然環境を保全すべき地域の適切な保全・再生 ・防災・減災機能等も有する社会資本整備や土地利用等のグリーンインフラ等を推進 ・都市や農山漁村を含めた生態系ネットワークの核として保全 ・自然とのふれあいの場として適正な利用
（3）利用区分別の国土利用の基本方向 各利用区分を個別にとらえるだけでなく、安全・安心、循環と共生、美しくゆとりある国土利用といった視点や相互の関連性に十分留意する ア 農用地 ・必要な農用地の確保と整備 ・農業の多面的機能が高度に発揮されるよう配慮 ・環境負荷低減に配慮した農業生産の推進 ・市街化区域内農地の計画的な利用 イ 森林 ・多様で健全な森林の整備と保全 ・都市周辺の森林の保全及び整備 ・農山漁村周辺の森林の適正な利用 ・自然環境の保全を図るべき森林の適正な維持管理 ウ 原野 ・貴重な自然環境を形成しているものは、保全を基本とし、劣化している場合は再生 ・その他の原野は適正に利用 エ 水面・河川・水路 ・既存用地の持続的な利用 ・自然環境の保全・再生	（3）利用区分別の国土利用の基本方向 ア 農地 ・食料の安定供給の確保のために、国内の農業生産に必要な農地の確保と良好な管理 ・国土保全等の農業・農村の多面的機能が高度に発揮されるよう管理 ・農業生産の効率を高め、安定した農業の担い手を確保するため、農業生産基盤整備等を活用した農地の集積・集約化の推進 ・市街化区域内農地の計画的な利用 イ 森林 ・国土保全、水循環等に重要な役割を果たす森林の整備および保全 ・施業や経営の委託等を含め、所有者の責任で適切な森林の整備及び保全を図る。条件不利地等における公による管理、企業等多様な主体による管理を推進 ・新たな木材需要（中高層建築、バイオマス資源として活用等）の創出等により国産材の利用を促進 ウ 原野等 ・貴重な自然環境を形成しているものは、保全を基本とし、劣化している場合は再生 ・国内の農業生産に必要な採草放牧地の確保と良好な管理 エ 水面・河川・水路 ・河川氾濫地域における安全性の確保 ・健全な水・エネルギー・物質循環に立脚した社会の構築

・ うるおいのある水辺環境等の維持・向上 オ 道路 ・ 一般道路について、必要な用地の確保 ・ 一般道路の整備は、安全性・快適性、防災機能、公共施設等の収容機能等、環境の保全に配慮 ・ 農道および林道について、必要な用地の確保 ・ 農道および林道の整備は、自然環境の保全に配慮 カ 住宅地 ・ 良好な居住環境形成のため、必要な用地の確保 ・ 安全性の向上と快適な環境の確保 キ 工業用地 ・ 工業生産に必要な用地を確保 ・ 工場跡地について、有効に利用 ク その他の宅地 ・ 経済のソフト化等に対応して必要な用地を確保 ・ 郊外の大規模集客施設について、適正に立地 ケ 公用・公共用施設 ・ 必要な用地を確保 ・ 耐災性の確保と災害時の活用 ・ 空家・空店舗の再生利用や街なか立地に配慮	・ 安全・安心かつ持続的な水利用社会の構築 ・ 自然環境の保全・再生 ・ うるおいのある水辺環境等の維持・向上 オ 道路 ・ 一般道路について、必要な用地の確保 ・ 一般道路の整備は、安全性・快適性、防災機能（多重性・代替性の確保等）、公共施設等の収容機能等、環境の保全に配慮 ・ 農道および林道について、必要な用地の確保 ・ 農道および林道の整備は、自然環境の保全に配慮 カ 住宅地 ・ 都市のコンパクト化に向けた居住の中心部への誘導 ・ 災害危険区域における整備を抑制しつつ、安全な地域での整備を推進 ・ 密集市街地対策の推進 ・ 空き地・空き家の有効活用 ・ 良好な居住環境形成のため、必要な用地の確保 キ 工業用地 ・ 工業生産に必要な用地を確保 ・ 工場跡地について、有効に利用 ・ 工場内の緑地等に地域の野生生物が生息・生育できるように配慮 ク その他の宅地（事務所、商業施設、病院等の商業業務用地、公官庁等の公共施設用地等） ・ 機能の集約化に向けた施設等の適正な立地 ・ 災害危険区域における整備を抑制しつつ、安全な地域での整備を推進 ・ 特に、老朽化した公共施設は出来る限り安全な地域で立替を促進 ・ 地下街等の避難確保、浸水防止対策の推進 ケ 公用・公共用施設（学校教育施設用地、公園・緑地、環境衛生施設用地、防衛施設用地等） ・ 学校教育施設については、災害危険区域における整備を抑制しつつ、安全な地域での整備を推進 ・ 必要な用地を確保
---	---

コ レクリエーション用地 ・計画的な整備と有効利用 ・広域的な利用に配慮 サ 低未利用地 ・都市の低未利用地は、適切に再利用 ・耕作放棄地は、農用地として積極的に活用するとともに、農用地以外への転換による有効利用 シ 沿岸域 ・親水空間として適正に利用 ・海岸の保全	・耐災性の確保と災害時の活用 コ 低未利用地（工場跡地、耕作放棄地等） ・工場跡地は、適切に再利用 ・耕作放棄地は、農用地として積極的に活用するとともに、自然環境の再生を含め農用地以外への転換による有効利用 ・ゴルフ場跡地は、森林への転換等や、環境や地形、災害リスク等に配慮した再生可能エネルギーの拠点とするなど有効利用 サ 沿岸域 ・親水空間として適正に利用 ・生物多様性の確保にも配慮し、干潟、塩性湿地、藻場、珊瑚礁などを含む浅海域や自然海岸を保全・再生
2. 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要	
基準年：平成16年 目標年：平成29年	基準年：平成24年 目標年：平成37年
3. 2. に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	
（1）公共の福祉の優先 ・各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策 （2）国土利用計画法等の適切な運用 （3）地域整備施策の推進 ・地域の特性に応じた地域整備施策の推進と大都市、地方都市及び農産漁村における総合環境の整備 （4）国土の保全と安全性の確保 ・災害対策 ・森林の持つ国土の保全と安全性の確保 ・国土レベルでの安全性向上 （5）環境の保全と美しい国土の形成	（1）土地利用関連法制の適切な運用 ・土地利用基本計画および個別規制法の適切な運用 （2）国土の安全性の確保 ・治山治水施設等の整備推進 ・森林の持つ国土の保全と安全性の確保 ・多重性・代替性確保等による災害に強い国土構造に向けた対策 ・大都市における防災・減災対策の推進に向けた対策 （3）持続可能な国土の管理 ・農用地の確保と多面的機能の発揮のための対策 ・森林の適切な整備及び保全のための対策 ・健全な水循環系構築のための対策

・環境負荷の小さい社会経済システムの形成 ・循環型社会の形成および生活環境の保全 ・健全な水循環系の構築、土壌汚染の防止 ・総合的な土砂管理の取組の推進 ・良好な景観の維持・形成 ・事業の実施段階における環境影響評価の実施 （6）土地利用の転換の適正化 ・土地利用適正な転換 ・森林および原野の転換 ・農用地の転換 ・大規模な土地利用の転換 ・土地利用の混在の防止 （7）土地の有効利用の促進 ・地目別の有効利用の方針 （8）国土の国民的経営の推進 （9）国土に関する調査の推進及び成果の普及啓発 （10）指標の活用	・所有者の所在の把握が難しい土地の利活用に向けた対策 （4）自然環境の保全・再生と生物多様性の確保 ・原生的な自然地域を核とした自然生態系のまとまり確保に向けた対策 ・生態系ネットワークの形成にむけた対策 ・従来の自然環境保全に加え、企業活動など幅広い社会の活動を喚起する対策 ・希少種等の野生生物の生息・生育地としての国土利用の推進に向けた対策 ・外来種対策、鳥獣害対策の推進に向けた対策 （5）都市的土地利用の有効利用 ・空き地、空き家の有効活用に向けた対策 ・都市のコンパクト化に向けた対策 ・道路、工業用地、公共施設用地の有効利用に向けた対策 （6）国土に関する調査の推進 （7）指標の活用および地域の自主的な取組支援 （8）国土の国民的経営
--	--

※第4次計画の骨子については、閣議決定後に事務局で作成したものであり、計画策定過程で国土審議会等に提出したものと内容が異なります。